

令和6年度 創業サポート事業 Q&A (修正案)

★「事業概要」及び「Q&A」に記載のないものについては、苫小牧市商業振興課へお問い合わせください。

【補助対象者（全体）について】

Q1 -1 補助金の申請にあたり、年齢の制限はありますか。

A1 -1 未成年による申請は対象外とさせていただきます。

Q1 -2 対象となるのはどのような人ですか。

A1 -2 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に、苫小牧市内で創業する方が対象となります。（個人開業、または会社の設立を行いその代表となる方）

Q1 -3 過去に事業を営んだことがあっても、補助対象者に該当しますか。

A1 -3 過去に事業を営んだことがある方でも、過去5年間、経営者（個人事業主、法人の代表など）となっていなければ補助対象となります。（課税証明書等にて確認します。）

Q1 -4 既に関業しているのですが、補助対象者に該当しますか。

A1 -4 令和6年4月1日以降の開業であれば対象となりますが、令和6年度の創業セミナーの受講完了が必要です。

Q1 -5 個人事業主が法人となる場合（法人成り）は、創業にあたりますか。

A1 -5 事業の継続とみなしますので、創業にはあたりません。

Q1 -6 苫小牧商工会議所の会員でなければ、補助対象となりませんか。

また、なぜ会員にならなければいけないのですか。

A1 -6 新たに会員になる場合でも補助対象となります。

会員になることで経営支援員による継続的な経営支援を受けていただき、安定した事業経営を促すためです。

Q1 -7 補助金の交付を受けないと、苫小牧商工会議所の会費初年度無料特典は受けられないのですか。

A1 -7 創業セミナーの修了証交付を受けた方が、苫小牧商工会議所の会費初年度無料特典を受けられます。補助金の交付有無は基準ではありません。

Q1 -8 補助対象者の要件に「納期の到来した全ての市税を完納している者」とありますが、市税とは何を指しているのですか。

A1 -8 本事業で規定する市税とは、市民税、国保税、軽自動車税など、苫小牧市が賦課する全ての税を指します。

【補助金について】

Q2 -1 国や北海道の補助金（補助対象経費のうち補助金が交付され充当される部分以外）や、苫小牧市空き店舗活用事業補助金の併用はできますか。

A2 -1 本補助事業については併用できます。ただし、重複する補助対象経費については対象となりませんのでご注意ください。

Q2 -2 創業セミナーに参加する前に開業しましたが、その後セミナーに参加することで補助金を申請することはできますか。

A2 -2 開業日が令和6年4月1日以降であれば、申請可能です。

Q2 -3 令和6年度以前の商工会議所主催の創業セミナーを受講しましたが、今年度（令和6年度）のセミナーを受講しなくても申請はできますか。

A2 -3 今年度（令和6年度）の創業セミナーの受講完了が必須となります。

Q2 -4 今年度、別の団体が主催した創業セミナーを受講しましたが、申請はできますか。

A2 -4 別の団体のセミナー受講は対象とならないため、ご申請いただけません。市が指定する令和6年度の創業セミナーの受講完了が必須となります。

Q2 -5 申請すれば必ず補助金を受けることができるのですか。

A2 -5 創業計画書等の必要書類を苫小牧商工会議所に提出し、事業の実現性や資金計画等の審査を行います。計画的に不十分であれば、再度創業計画の策定が必要となりますので、期日に間に合うよう余裕をもってご相談ください。また、補助金は予算の範囲内としておりますので、予算の枠を超える申請があった場合は上限額が減額となる場合がございます。予めご了承ください。

Q2 -6 創業計画や資金繰り計画などの事務処理を、従業員や代理業者に依頼してもよいですか。

A2 -6 経営者自らの考えによって創業計画や資金繰りが組み立てられるものですので、代理人による作成は認められません。

Q2 -7 事業継続報告書（様式第20号）の4.売上・利益等に計上する期間はどの程度が望ましいですか。

A2 -7 1ヶ月程度が望ましいです。

Q2 -8 補助事業の「中止」と「廃止」の違いは何ですか。

A2 -8 「中止」は一時的に補助事業を中断することを指し、「廃止」は補助事業自体を取りやめることを指します。

【創業について】

Q3 -1 現在、A業の株式会社の取締役をしていますが、今度B業の株式会社を設立し、創業したいと考えています。創業に該当しますか。

A3 -1 現状が代表取締役でなければ経営者と見なしませんので、該当します。

Q3 -2 事業概要・交付要綱では令和6年4月～令和7年3月の創業が要件となっていますが、創業の確認はどのようにして行うのですか。

A3 -2 個人事業の場合は税務署へ提出した開業届に記載された開業日、法人の場合は登記上の設立年月日にて確認します。

Q3 -3 法人にて創業を考えていますが、代表である私の出資割合などは要件がありますか。

A3 -3 雇われ社長としての創業は対象となりませんので、法人を設立する場合は代表者（補助対象者）自身が50%を超える出資が必要となります。

Q3 -4 現在、1日8時間労働のサラリーマンですが、会社の許可を得て勤務しながら副業として創業したいです。この場合も補助対象となりますか。

A3 -4 主たる収入、従事割合のウエイトが判断基準になります。詳しくはお問い合わせください。

- Q3 -5 創業セミナーを受講しましたが、事業計画書がなかなか作成できません。アドバイスしていただける場所がありますか。
- A3 -5 常時、苫小牧商工会議所の経営指導員が相談に応じます。お気軽に苫小牧商工会議所へお問い合わせください。
- Q3 -6 創業のために資金を貯めていますが、資金不足が見込まれます。不足する資金の調達に活用できる融資制度などがありますか。
- A3 -6 日本政策金融公庫（国民生活事業）の新規創業関連融資、各金融機関の融資制度があります。それぞれ要件がありますので、苫小牧商工会議所等へお問い合わせください。
- Q3 -7 補助金の交付決定となりましたが、事業を進めていくうちに、申請内容と実態が変わってきました。その場合、申請どおりに使えない経費はどうなりますか。補助を受けられなくなりますか。
- A3 -7 事業を進めていくうちに、内容や経費で軌道修正があるのは仕方のないことです。大幅な変更により補助対象外となる場合もありますが、軽微な経費の科目移動は対応可能ですので、お早めに商業振興課までご相談ください。
- Q3 -8 変更申請書（様式第10号）はどのような場合に提出が必要ですか。
- A3 -8 交付申請時と完了報告時で経費の科目が変更となった場合や（広告費で申請していたが委託費に変更になった等）、事業形態が個人事業主から法人に変更となった場合など、事業内容が大幅に変更となった際に必要です。
- Q3 -9 個人事業を営んでいますが、新たに法人を設立する場合は対象となりますか。
- A3 -9 「既に事業を営んでいた者」となりますので、対象となりません。従来の個人事業として営んでいた事業の拡大、継続のために法人化する場合は対象となりません。例え、定款により、新たに他の事業を別に行うものも対象とはなりません。
- Q3 -10 フランチャイズチェーン店を経営しようと考えていますが、補助対象となりますか。
- A3 -10 対象となります。

Q3 -11 不動産事業の創業は対象になりますか。

A3 -11 個人で行う不動産事業は税法上不動産所得にあたり、事業所得とならないため対象となりません。なお、法人で行う不動産事業は事業所得となるため対象となります。

【補助対象経費について】

Q4 -1 補助対象となる事業経費の支払方法、支払期間について教えてください。

A4 -1 対象期間（～令和7年3月31日）内の、現金での支払い、相手先口座への振込、口座振替による経費が対象となります。請求書、領収書（レシート）等のコピー（いずれも申請者が支払ったことがわかるもの）の提出が必要です。上記期間内に買掛等が発生した場合でも、支払いが期間以降であれば対象となりません。

【想定される経費の支出証明書類】

- ・領収書 ・レシート ・振込依頼書（控） ・振込明細書
- ・クレジット引き落とし明細 ・通帳の写し など

Q4 -2 創業する私自身（または家族名義）が所有する家屋等に事務所・店舗を併設する場合、改築工事費を補助対象とすることはできますか。

A4 -2 事業に必要と認める場合には対象となりますが、1件あたりの補助上限が15万円となります。（第三者から賃貸する店舗等の内・外装、看板設置についてはQ4-4を参照）

Q4 -3 店舗等の設備は対象となりますか。

A4 -3 店舗、事務所等の内装・外装、看板等、移転ができないものについては対象となります。

Q4 -4 令和6年4月1日以前の契約又は発注による経費は対象となりますか。

A4 -4 固定電話や店舗、事務所等の事前の契約を行う必要があり、令和6年4月1日以降に支出した経費は対象となります。

Q4 -5 補助金の対象経費の購入先に制限等がありますか。

A4 -5 原則制限はありませんが、交付する補助金は苫小牧市の補助によるものです。現在、苫小牧市では中小企業振興条例を制定しておりますので、極力、市内企業への発注をお願いします。

Q4 -6 事業開始後は、何らかの報告義務はありますか。

A4 -6 補助金交付金額確定から1年経過後、事業の継続報告として個人事業主は確定申告書と直近3ヶ月の試算表、法人は決算報告書を苫小牧商工会議所へ提出していただきます。開業後1年以内に事業の継続が困難になった場合は必ずご連絡ください。

Q4 -7 本補助金は税務上、申告の義務はありますか。

A4 -7 補助金を振込まれた事業年度において、申告をしなければなりません。
(個人事業：雑収入、法人：営業外収益)

Q4 -8 創業しようと思っている事業を行うには、免許が必要になります。
免許取得費用は対象経費となりますか。

A4 -8 取得する免許の必要性が認められる場合は、対象経費となります。
また、資格の取得費用についても同様です。